第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七〇一・二〇―八七〇一・九〇	第八七〇一・二〇号から第八七〇一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七〇三・一〇	第八七〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七〇四・一〇	第八七〇四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七〇四・三二―八七〇七・九〇	第八七〇四・三二号から第八七〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七〇八・一〇―八七〇八・二九	第八七〇八・一〇号から第八七〇八・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七〇八・四〇―八七〇八・八〇	第八七〇八・四〇号から第八七〇八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七〇八・九二―八七〇八・九四	第八七〇八・九二号から第八七〇八・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七〇八・九九	第八七〇八・九九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七・〇九	第八七・〇九項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。
八七一一・一〇	第八七一一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセントであること。
八七一一・三〇	第八七一一・三〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセントであること。
八七一一・五〇―八七一一・九〇	第八七一一・五〇号又は第八七一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセントであること。
八七一四・一一―八七一四・一九	第八七一四・一一号又は第八七一四・一九号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七一四・九一―八七一四・九六	第八七一四・九一号から第八七一四・九六号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
八七一六・九〇	第八七一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること。

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇一五・八〇	第九〇一五・八〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
九〇二九・一〇―九〇二九・二〇	第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
九〇三一・九〇	第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第九一類　時計及びその部分品

九一一三・九〇	第九一一三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・二〇	第九四〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・二一―九四〇四・二九	第九四〇四・二一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・九〇	糸からの製造

九六〇五・〇〇	第九六〇五・〇〇号の産品への他の類の材料からの変更
九六一二・一〇	第九六一二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

附属書二の付表　繊維及び繊維製品の品目別規則（第五〇類から第六三類まで）

A　糸

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程 紡績工程 紡毛工程又は梳毛工程
五〇・〇五―五〇・〇六 五一・〇六―五一・一〇	適用なし
五二・〇四―五二・〇七	必要
五三・〇六―五三・〇八 五四・〇一―五四・〇六	適用なし
五五・〇八―五五・一一	必要

B　織物

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程 紡績工程	織り工程	織物を浸染し、又はなせんする工程（注）
五〇・〇七 五一・一一―五一・一三	必要	必要	
五二・〇八―五二・一二			必要
五三・〇九―五三・一一		必要	
五四・〇七―五四・〇八			
五五・一二―五五・一六		必要	

注　「浸染し、又はなせんする」工程については、漂白、防水加工、蒸じゅう・デカタイジング、収縮仕上げ、マーセライズ加工その他の類似の作業を二以上伴うべきである。

C　工業用の紡織用その他の繊維製品（第五六類から第五九類まで）

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程 紡績工程	メリヤス編み、クロセ編み、織り又は製品化の工程
五六・〇一―五六・〇三	適用なし	必要
五六・〇四―五六・〇九	必要	必要
五七・〇一―五七・〇二	必要	必要
五七・〇三―五七・〇五	適用なし	必要
五八・〇一―五八・一一	必要	必要
五九・〇一	適用なし	必要
五九・〇二―五九・一一	必要	必要